



福岡県医発第302号(地)
令和3年4月23日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

厚生労働省委託事業
「医療分野における適正な有料職業紹介事業者の基準」について

今般、標記の件につきまして厚生労働省より日本医師会を通じて別紙のとおり周知依頼がありました。

厚生労働省の委託を受けて、一般社団法人日本人材紹介事業協会において「適正な有料職業紹介事業者の基準」「チェックシート」が作成されております。

本件は、医療機関において、有料職業紹介事業を利用する場合は、事業者チェックシートへの記入を求め、基準を満たしていない項目については、実情をご確認いただく旨、お知らせするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、同基準・チェックシートは厚生労働省の「人材サービス総合サイト」(近日中掲載) や日本人材紹介事業協会ホームページにも掲載されており、利用方法に関する動画も作成されていますので、併せてご活用ください。

◆ 厚生労働省「人材サービス総合サイト」

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/>

◆ 日本人材紹介事業協会ホームページ

<https://www.jesra.or.jp/category/tekisei/iryou>

◆ 適正な有料職業紹介事業者の基準(説明動画)

<https://youtu.be/t0Jd3wVLW0A>

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

(地4)

令和3年4月2日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 范 敏

(公 印 省 略)

厚生労働省委託事業「医療分野における適正な有料職業紹介事業者の基準」について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、有料職業紹介事業につきましては、紹介手数料や採用後の早期離職などさまざまな課題があり、関係法令の改正が行われてきたところです。

今般、厚生労働省の委託を受けて、一般社団法人日本人材紹介事業協会において「適正な有料職業紹介事業者の基準」「チェックシート」が作成されましたので、お送りいたします（同基準の検討にあたっては、小職も参画しました）。

「適正な有料職業紹介事業者の基準」は、「必須基準」（「法令を遵守しているか」を含めて適正事業者として必ず実施しなくてはならない基準）と、「基本基準」（「求職者や求人者に配慮したより良いサービスを提供する」ために適正事業者として実施することが望ましい基準）の2つに分かれています。医療機関において、有料職業紹介事業を利用する場合は、事業者にチェックシートへの記入を求め、基準を満たしていない項目については、実情をご確認いただくようお願いいたします。

なお、同基準・チェックシートは厚生労働省の「人材サービス総合サイト」（近日中掲載）や日本人材紹介事業協会ホームページにも掲載されており、利用方法に関する動画も作成されていますので、併せてご活用ください。

- ◆厚生労働省「人材サービス総合サイト」 <https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/>
- ◆日本人材紹介事業協会ホームページ <https://www.jesra.or.jp/category/tekisei/iryou>
- ◆適正な有料職業紹介事業者の基準（説明動画） <https://youtu.be/t0Jd3wVLW0A>

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会管下郡市区医師会及び会員医療機関への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

令和3年3月吉日

公益社団法人 日本医師会
会長 中川 俊男 様

一般社団法人 日本人材紹介事業協会
(厚生労働省委託事業 事務局)

「医療分野における適正な有料職業紹介事業者の基準」について（依頼）

かねてより各段のご配慮を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。

さて、人手不足が特に顕著となっている医療・介護・保育分野における職業紹介事業については、紹介手数料額や採用後の早期離職などの諸事案への対応が喫緊の課題として掲げられております。

当協会においては、今年度、厚生労働省より「令和2年度職業紹介事業の適正化推進事業」を受託し、その中で、「医療分野における職業紹介事業に関する協議会」を設置いたしました。

医療分野の関係団体の皆様と職業紹介事業者が直接対話できる場を設けることにより、相互理解を深め、課題や問題意識を共有し、職業紹介事業の適正な運営の確保を図ることを目的としたもので、これまで計4回にわたり開催してまいりました。貴団体におかれても、この協議会の運営に多大な御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、この医療分野協議会において取りまとめていただいた、「医療分野における適正な有料職業紹介事業者の基準」を基に、医療機関等において御活用いただける「チェックシート」を掲載したリーフレットを作成いたしましたので、送付させていただきます。

貴団体の関係医療機関や関係者の皆様への周知に御協力賜りますよう、お願い申し上げます。

(本協議会、及び周知物に関するお問い合わせ)
一般社団法人 日本人材紹介事業協会内
厚生労働省委託事業「医療分野協議会」事務局
TEL : 03-5408-5454
(受付 10時~17時、土・日・国民の祝日を除く)

「基準」の区分と「チェックシート」の利用方法について

「医療分野における適正な有料職業紹介事業者の基準」は、「必須」基準と、「基本」基準に分かれています。必須基準は、「法令を遵守しているか」を含めて適正事業者として必ず実施しなくてはならない基準、基本基準は、「求職者や求人者に配慮したより良いサービスを提供する」ために適正事業者として実施することが望ましい基準です。

【医療機関の皆様へ】

取引を検討している有料職業紹介事業者はこのチェックシートを記入してもらい、記入結果についてその有料職業紹介事業者にヒアリングしてみてください。基準を満たしていない項目については、実情を確認してみてください。それによって事業者のコンプライアンス（法令遵守）の意識やサービス提供の質に対する意識を確認することができ、適正な事業運営を行っている有料職業紹介事業者の活用につながることが期待されます。

【有料職業紹介事業者には次のことをお願いしています】

チェックシートに沿って、自社のサービス内容を点検してみてください。基準を満たしていない項目については、基準を満たせるように業務改善を検討し、もし満たすことが難しい場合は、その理由をしっかりと医療機関に説明できるようにしていくことが大切です。令和3年度は、今回の「医療分野における適正な有料職業紹介事業者の基準」をベースに適正事業者の認証制度が検討される予定です。有料職業紹介事業者の皆様には、しっかりと基準を満たし、医療機関の安定的な人材の確保へ貢献していくことが期待されます。

厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」について

有料職業紹介事業者の過去3年間の職業紹介の実績や、6か月以内の離職者数等の他、都道府県労働局からの行政処分の状況等が確認できます。また、適正な有料職業紹介事業者の「基準」についても、掲載しています。

URL:<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/>



令和2年度 厚生労働省委託事業
(本事業委託先 一般社団法人日本人材紹介事業協会)



医療機関、医療系有料職業紹介会社のための 「適正な有料職業紹介事業者の基準」と 「チェックシート」のご案内

深刻な人手不足の中、医療機関においては、医療従事者確保のために有料職業紹介事業者を活用していますが、一部の悪質な事業者との間でトラブルが発生しています。

こうした状況を改善するために、このたび厚生労働省は、医療分野の関係団体^{※1}、医療分野を取り扱う有料職業紹介事業者の大手4社及び労働法等の有識者からなる「医療分野における職業紹介事業に関する協議会」（座長：今野浩一郎学習院大学名誉教授）^{※2}を開催し、医療分野において有料職業紹介事業者が適正な事業運営を行う際に満たすべき「基準」を取りまとめました。

※1 [公益社団法人日本医師会](#)、[一般社団法人日本医療法人協会（四病協代表）](#)、[公益社団法人日本看護協会](#)、[公益社団法人日本歯科医師会](#)（協議会委員名簿順）

※2 厚生労働省委託 令和2年度職業紹介事業の適正化推進事業

基準の基礎となる理念

医療分野における人手不足解消に向け、求人者と無料職業紹介事業者及び有料職業紹介事業者が連携協力して適正なマッチングの実現を図り、それを通して、医療機関が適材を確保し入職後の定着を促進できるようにしていくことで、医療機関における安定的な人材の確保に寄与していくこと

【医療機関の皆様へ】

医療機関の皆様は有料職業紹介事業者と取引するにあたって、事業者が「医療分野における適正な有料職業紹介事業者の基準」を満たしているかどうかを確認することによって、トラブルを少なくできるとともに、求人者、求職者双方にとって「より良いマッチング」につなげることが出来ます。裏面の「チェックシート」を、是非ご活用ください。

なお、今回ご案内している、「医療分野における適正な有料職業紹介事業者の基準」については、医療分野を取り扱う有料職業紹介事業者に対しても周知を図って参ります。

医療分野における適正な有料職業紹介事業者の基準 チェックシート

有料職業紹介事業者(紹介会社)名

1

「必須」基準

「法令を遵守しているか」を含めて適正事業者として必ず実施しなくてはならない基準

1.「必須」基準
全部の基準が必須です

14

基準を満たしている場合には、チェックボックスに☑と記入しましょう。

1.手数料	☐ 取り扱い職種別に手数料を公表していること。※1
2.返戻金制度	☐ 返戻金制度を設けていること。及びその具体的な内容(例：在籍月数と返金率、返戻する場合の条件等)を明示していること。
3.お祝い金	☐ 求職申込みの勧奨にあたり、求職者に金銭等(いわゆる「お祝い金」等)の提供をしていないこと。
4.転職勧奨	☐ 自らの紹介により就職した者(無期雇用)に対し就職した日から2年間、転職の勧奨を行っていないこと。
5.広告・営業	☐ 求職者に対し、転職活動を濫りに助長するような不適切な広告表現・広報活動を行っていないこと。 ☐ 求人者に対する営業広告等の際は、入社決定後に成果報酬がかかることを明記し、「初期費用無料」の過度な強調など、誤解を招く表記を行っていないこと。 ☐ 求人者の意向に沿わない過度の営業活動を行っていないこと。 ☐ 職業安定機関その他公的機関と関係を有しない職業紹介事業者は、求人者及び求職者等にこれらと誤認させる名称を用いてはならないこと。
6.労働条件の明示	☐ 求職者に対し、従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を求人者より入手し可能な限り速やかに明示していること。
7.個人情報保護	☐ 求職者の要配慮個人情報、本人の同意を得ないで取得していないこと。また、求人者の業務遂行に必要な限り取得していないこと。 ☐ 求職者の個人情報を求人者に伝達する際は、求職者の同意を得た上で適切に行っていること。
8.苦情窓口	☐ 紹介に際し、求人者、求職者が速やかに苦情の申出ができるよう、具体的な苦情の受付窓口(連絡先)を明示していること。 ☐ 苦情を受けた場合は、事実確認の上、適切かつ真摯に対応を行っていること。
9.是正指導	☐ 都道府県労働局から職業紹介事業に関し、職業安定法に基づく是正指導を受けていないこと。また、過去に受けた是正指導については是正済みであること。

※1 各紹介会社のサービス内容とともに、例えば、標準的な手数料率又は額(手数料率又は額に幅がある場合は、サービスの内容に応じた手数料率又は額)や個別の事例(例えば、地方都市の小規模病院では手数料率〇〇%で紹介サービスを提供して採用ができた)の実績の公表を想定している。

医療分野協議会〈基準の基礎となる理念〉

医療分野における人手不足解消に向け、求人者と無料職業紹介事業者及び有料職業紹介事業者が連携協力して適正なマッチングの実現を図り、それを通して、医療機関が適材を確保し入職後の定着を促進できるようにしていくことで、医療機関における安定的な人材の確保に寄与していくこと

満たしている基準の数だけで有料職業紹介事業者の優劣を判断することはできませんが、事業者のサービス内容や経営の考え方を確認することができます。まずは、この基準を材料に、事業者と十分なコミュニケーションをとった上で、取引の是非を判断することを推奨いたします。

2

「基本」基準

「求職者や求人者に配慮したより良いサービスを提供する」ために適正事業者として実施することが望ましい基準

2.「基本」基準
チェックの入らない事項については実情を確認しておきましょう

11

基準を満たしている場合には、チェックボックスに☑と記入しましょう。

1.対「求職者」	☐ 求人者に可能な限りの就業実態等(育休制度の取得実態、月平均所定外労働時間の実績等)の情報開示を求め、その内容を求職者に適正に伝えていること。 ☐ 求職者のキャリア、志向、希望の勤務時間や曜日・勤務場所等の制約等を把握した上で、適した就業先の紹介を行っていること。
2.対「求人者」	☐ 求人者に対する営業広告やDM送付内容には、有料職業紹介サービスである旨、及び、職業紹介事業者の許可番号を明記していること。 ☐ 求人者に対する営業広告メール、FAX等のDM送付時は、配信停止方法を明示していること。 ☐ 求人者からの求人申し込みは、電話だけではなく、書面、FAX、メールで受け付けていること。 ☐ 求人者に対する手数料率を含むサービス提供条件は、求人者に充分説明し理解を得た上で、契約締結により事前合意していること。 ☒ 求人者に対する手数料の「業界水準等」が公表された場合、自社の手数料がこの水準と差異がある時は、料金に含まれるサービス内容等、その理由を説明することで求人者の理解を得ていること。 ※2
3.マッチング	☐ 求人者の採用背景、経営方針・理念、組織・人員体制等についても求人者からの情報開示に基づき的確に把握し、求人者の求める人材像を理解して求職者に伝えることによりマッチングの精度を高めていること。 ☐ 求人情報は、一定期間の後、必要に応じて充足や変更等の確認を行っていること。 ☐ 求職者が就職後も長く活躍できるよう、求人者と協力して定着支援を行っていること。※3 ☐ 職業紹介従事者の知識・スキル向上に向けた教育・研修の充実を図っていること。※4 ☐ 職業紹介責任者は、苦情再発防止のために自社の従事者の教育を定期的に行い、事業報告書に記載していること。

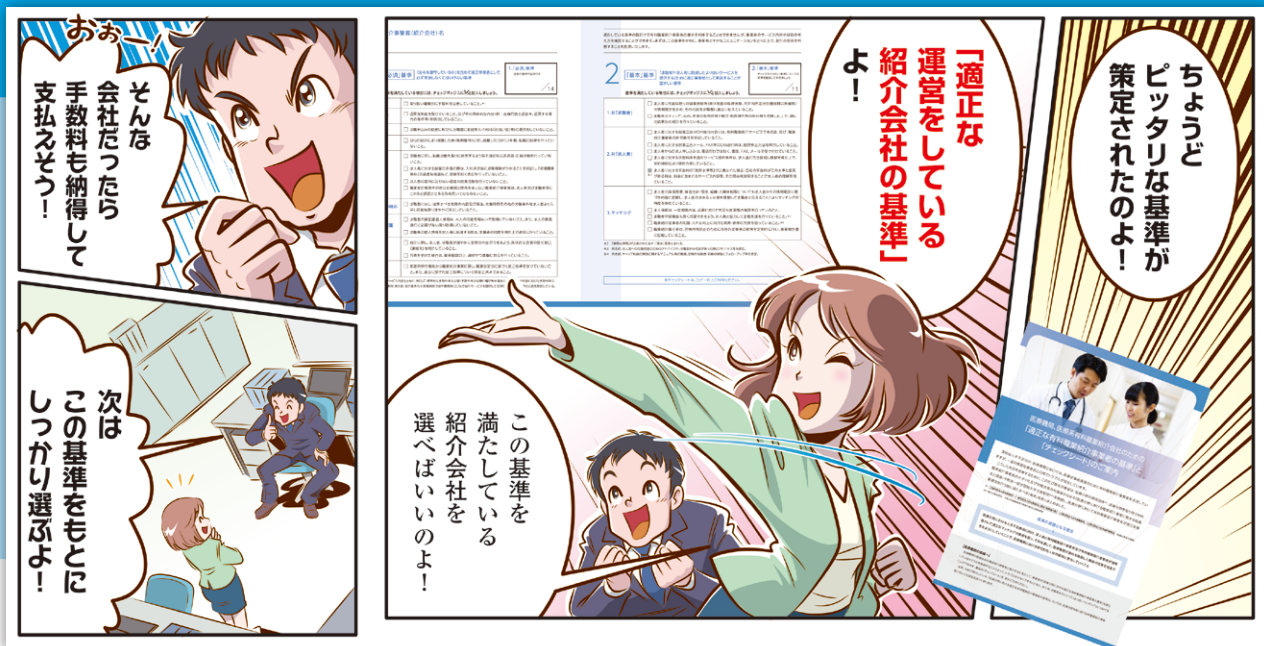
※2 「業界水準等」が公表された後で、「基本」基準に加わる。

※3 例えば、求人者への定着促進のためのアドバイスや、求職者から相談があった際のアドバイス等を想定。

※4 例えば、キャリア相談の実施に関するマニュアル等の整備、定期的な教育・研修の実施とフォローアップ等を想定。

本チェックシートは、コピーの上ご利用ください。

「適正基準」を満たしてるか、 チェックシートで確かめよう!



「基準」の区分と「チェックシート」の利用方法について

「医療分野における適正な有料職業紹介事業者の基準」は、
「必須基準」と、「基本基準」に分かれています。

医療分野における適正な有料職業紹介事業者の基準 チェックシート

有料職業紹介事業者(紹介会社)名

1. 「必須」基準 2. 「基本」基準

1. 手数料料 2. 返戻金制度 3. お祝い金 4. 転職勧奨 5. 広告・営業 6. 労働条件の明示 7. 個人情報保護 8. 苦情窓口 9. 是正指導

1. 対「求職者」 2. 対「求人者」 3. マッチング

※ 1. 必須基準は、必ず実施していること。2. 基本基準は、可能な限り実施していること。

◆必須基準 9項目 14基準

「法令を遵守しているか」を含めて適正事業者として必ず実施しなくてはならない基準

- 1.手数料料、2.返戻金制度、3.お祝い金、4.転職勧奨、5.広告・営業、6.労働条件の明示、7.個人情報保護、8.苦情窓口、9.是正指導

◆基本基準 3項目 11基準

「求職者や求人者に配慮したより良いサービスを提供する」ために適正事業者として実施することが望ましい基準です。

- 1.対「求職者」、2.対「求人者」、3.マッチング

【医療機関の皆様へ】

取引を検討している有料職業紹介事業者はこのチェックシートを記入してもらい、記入結果についてその有料職業紹介事業者にはアヒリングしてみてください。基準を満たしていない項目については、実情を確認してみてください。それによって事業者のコンプライアンス（法令遵守）の意識やサービス提供の質に対する意識を確認することができ、適正な事業運営を行っている有料職業紹介事業者の活用につながる事が期待されます。

【有料職業紹介事業者には次のことをお願いしています】

チェックシートに沿って、自社のサービス内容を点検してみてください。基準を満たしていない項目については、基準を満たせるように業務改善を検討し、もし満たすことが難しい場合は、その理由をしっかりと医療機関に説明できるようにすることが大切です。令和3年度は、今回の「医療分野における適正な有料職業紹介事業者の基準」をベースに適正事業者の認証制度が検討される予定です。有料職業紹介事業者の皆様には、しっかりと基準を満たし、医療機関の安定的な人材の確保へ貢献していくことが期待されます。



職需発 0302 第 1 号
令和 3 年 3 月 2 日

各道府県労働局
(愛知及び大阪労働局を除く)
職業安定部長 殿
東京、愛知及び大阪各労働局
需給調整事業部長 殿

厚生労働省職業安定局
需給調整事業課長
(公印省略)

「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する件」について

本日、「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する件」(令和 3 年厚生労働省告示第 61 号)が告示され、令和 3 年 4 月 1 日より適用されることとなった(別添 1 参照)。その主な内容は下記のとおりであるので、これに十分留意の上、業務の円滑な実施について遺漏なきを期されたい。

記

第 1 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針(平成 11 年労働省告示第

141 号。以下「職業紹介指針」という。)の一部改正【職業紹介指針第5の9 関係】

求職の申込みの勧奨については、求職者が希望する地域においてその能力に適合する職業に就くことができるよう、職業紹介事業の質を向上させ、これを訴求することによって行うべきものであり、職業紹介事業者が求職者に金銭等を提供することによって行うことは好ましくなく、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭等を提供することによって行ってはならないこと。

第2 周知及び問い合わせ・相談等への対応について

今般の告示の改正内容については、本省において、厚生労働省ホームページにリーフレット（別添2）を掲載する他、職業紹介事業責任者に登録が義務付けられている「厚労省人事労務マガジン」で広く周知することとする。問い合わせ・相談が寄せられた場合には、リーフレット等に記載された内容を説明する等により対応すること。

なお、各都道府県労働局管内の医師及び看護師等の医療従事者、介護従事者並びに保育士等に係る有料職業紹介事業者に対しては、今般の改正に加え、医療、介護、保育分野それぞれの適正な職業紹介事業者の基準や人材サービス総合サイトの改修等に関する周知を図る予定であり、周知の方法等については別途通知する。

○厚生労働省告示第六十一号 職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第四十八条の規定に基づき、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針（平成十一年労働省告示第四百一十一号）の一部を次の表のように改正し、令和三年四月一日から適用する。 令和三年三月二日 厚生労働大臣 田村 憲久 （傍線部分は改正部分）	
改正後	改正前
第五 法第三十三条の五に関する事項（職業紹介事業者の責務）等 一〇八（略） 九 適正な宣伝広告等に関する事項 （一）（二）（略） （三） 求職の申込みの勧奨については、求職者が希望する地域においてその能力に適合する職業に就くことができるよう、職業紹介事業者の質を向上させ、これを訴求することによって行うべきものであり、職業紹介事業者が求職者に金銭等を提供することによって行うことは好ましくなく、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭等を提供することによって行つてはならないこと。 十・十一（略）	第五 法第三十三条の五に関する事項（職業紹介事業者の責務）等 一〇八（略） 九 適正な宣伝広告等に関する事項 （一）（二）（略） （三） 求職の申込みの勧奨については、求職者が希望する地域においてその能力に適合する職業に就くことができるよう、職業紹介事業者の質を向上させ、これを訴求することによって行うべきものであり、職業紹介事業者が求職者に金銭等を提供することによって行うことは好ましくないこと。 十・十一（略）

職業紹介事業者の皆さまへ

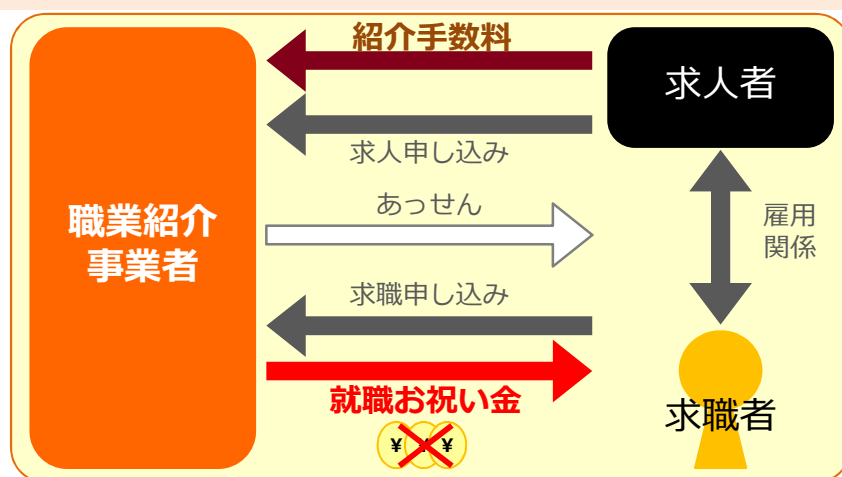
「就職お祝い金」などの名目で求職者に金銭等を提供して 求職の申し込みの勧奨を行うことを禁止しました

令和3年4月1日から職業安定法に基づく指針が一部改正されます

「お祝い金」その他これに類する名目で、求職者に社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭などを提供することで求職の申し込みの勧奨を行ってははいけません。

・求職の申し込みの勧奨は、金銭の提供ではなく、職業紹介事業の質を向上させ、それをPRすることで行ってください。

・職業紹介事業者が、自ら紹介した就職者に対し転職したらお祝い金を提供するなどと持ちかけて転職を勧奨し、繰り返し手数料収入を得ようとする事例があります。このような行為は、労働市場における需給調整機能を歪め、労働者の雇用の安定を阻害する行為であり、行ってははいけません。



職業紹介事業者が遵守すべき事項

厚生労働省の運営する人材サービス総合サイトに、以下の情報を提供してください

※ 以下の情報の提供は職業安定法第32条の16第3項により職業紹介事業者に義務付けられています。

- 紹介により就職した人の数（2016年度に就職した人数から掲載）
- 紹介により就職した無期雇用の人数、そのうち6か月以内に離職した人数（2018年度に就職した人数から掲載）
- 手数料に関する事項（手数料表の内容）
- 返戻金制度（短期間で離職した場合に手数料を返金する制度）の有無や内容
- その他、得意とする分野など（職業紹介事業者が任意で掲載）

人材サービス総合サイト

検索



紹介した求職者が早期に離職することのないよう、以下の事項を遵守してください

- 自らの紹介により就職した者（無期雇用契約に限ります。）に対して、就職した日から2年間は、転職の勧奨を行ってははいけません。
- 紹介手数料に関して、返戻金制度を設けることが望まれます。
- 求職者と求人者の双方に対し、求職者から徴収する手数料および求人者から徴収する手数料の両方を明示してください。

ご不明な点がございましたら、都道府県労働局までご相談ください →



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局



LL030302需01